

帳票レイアウトに対する調査

#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (印字項目No.等)	対応方針
1	31	口座振替開始(変更)通知(汎用紙)	14(振替開始時期)	【事務局】 税目によって振替開始時期が異なることがある為、振替開始時期を税目(通知書番号)毎に表記できるレイアウトに変更してほしいという要望を受けたが、税目ごとに行を作成することはレイアウト上困難なため、振替開始時期の下に備考欄を設け、補記できるようにする。
2	31	口座振替開始(変更)通知(汎用紙)	21-23	【事務局】 振替税目が1枚(現レイアウトでは6行)に収まらない場合は、明細を複数ページにわたって印字する旨を追記する。本帳票以外の帳票について、明細行を増やしたい場合も同様。
3	32	口座振替開始(変更)通知(圧着はがき)	注意事項の欄(プレプリント部分)	【事務局】 「お振替ができなかった場合、振替日より約20日後に督促状が送付されます。この場合、税額によっては、延滞金が発生いたします。」という表記について、プレプリントの範囲であるため削除する。
4	31, 32	口座振替開始(変更)通知(汎用紙、圧着はがき)	14(振替開始時期)	#1と同様。
5	31, 32	口座振替開始(変更)通知(汎用紙、圧着はがき)	印(公印?)	【事務局】 公印が不要ではないかという意見を受領したが、過去のWTにて、公印が必要であるという意見があり、必須項目となっているため対応不要とする。共通要件にて、公印の印字有無を選択できるとしている。
6	31ほか	口座振替開始(変更)通知(汎用紙)他	14	【事務局】 「開始年月日」と「開始年度・期別」の併記について、一方のみ選択して記載できる形が良いという要望を受けたため、一方のみ選択して記載できる旨を諸元表に追記する。
7	37	口座振替不能通知兼納付書(圧着はがき)	19-22	【事務局】 金融機関名、支店名、口座種別の型を全角に変更。口座名義人の型をカナに変更する。
8	38	口座振替不能通知兼納付書(専用紙)	18-21	#7と同様。
9	37, 38	口座振替不能通知兼納付書(圧着はがき、専用紙)	4	【事務局】 太字対応等、レイアウトデザインをどこまで検討するか、他税目と合わせて検討の上、改めて確認する。
10	41, 42	再振替のお知らせ	口座振替不能詳細	【事務局】 大分類「口座振替不能対象期別詳細」に「納期限」の項目を追加する。
11	73	還付充当通知書	<過誤納の詳細>	【事務局】 「納付すべき額」「納付済み額」の表示は不要であるという意見を受領したが、「納付すべき額」「納付済み額」の項目は残し、不要な場合は、空欄での対応とする。 また、過誤納の詳細、充当先の詳細について、行数が足りない場合は、明細を複数ページにわたって印字する旨を追記する。
12	73	還付充当通知書	11(過誤納発生理由) 20~42(過誤納の詳細)	【事務局】 過誤納の詳細について、「複数税目・複数年度複数通知書番号」の表示が可能なレイアウトにしてほしい。また、「過誤納発生理由」についても過誤納明細の表に明細として組み込んでほしいという要望を受けたが、対応不要であると回答した構成員が多いこと、過誤納発生理由などを明細として組み込むことはレイアウト上困難であるため、対応しないこととする。 なお、念のため、ペンドへ対応可否の確認を行う。
13	73	還付充当通知書	12(過誤納番号) 18(文書番号)	【事務局】 「過誤納番号」と「文書番号」のいずれかは不要ではないかという意見を受領したが、過去のWTにて、「過誤納番号」と「文書番号」は同じ意味ではなく、どちらも実装すべき項目となっていることから、対応不要とする。なお、「文書番号」は共通要件にて、表示/非表示を制御できることとしている。
14	73	還付充当通知書	1通知書タイトル	【事務局】 還付充当通知書については、用途に応じて、タイトルを変更できる機能を実装してもしなくても良い機能として定義する。 (※APPLICに実装可否を確認。)
15	73	還付充当通知書	43(充当先氏名)	【事務局】 対象者が法人の場合もあるため、「充当先氏名」を「充当先氏名・名称」に変更する。
16	73	還付充当通知書	49ほか	【事務局】 未納額の定義を分かり易くするため、「未納額」と「充当額」の順番を入れ替えた上で、「充当後の未納額」に表記を変更する。
17	73	還付充当通知書	充当先の詳細の表	#2と同様。
18	73	還付充当通知書	新規項目	【事務局】 「課税年度」について、諸元表の内容を過誤納の詳細と同様とする。 上記に伴い課税年度の文字数が増えるので、レイアウトを修正。 「賦課税の場合」 過誤納が発生した調定の課税年度。 (例)令和10年度 申告税の場合 過誤納が発生した調定の事業年度開始日、申告区分など。 (例)令和10年12月21日△確定
19	73	還付充当通知書	新規項目	【事務局】 口座が判明しており振込処理が可能なものに関して、振込予定日(支払日)を印字できるようにしてほしいという要望を受けたが、これまでのWTでは不要との意見が多く、レイアウト上項目の追加が困難なため、備考欄に記載することとする。
20	73	還付充当通知書		#19と同様。
21	74	還付充当通知書	通知書全体	【事務局】 諸元表の基本フォントサイズを9ポイントに修正する。
22	74	還付充当通知書	印字項目No11・12【過誤納発生理由】【過誤納番号】	【事務局】 市民が過誤納番号を探しやすいように「過誤納発生理由」と「過誤納番号」の位置を入れ替えてほしいという意見があったため、上記項目の位置を入れ替える。

23	74	還付充当通知書	印字項目No43 <充当先の詳細>の充当先氏名	【事務局】 充当先の詳細で充当先氏名を各充当先ごとに記載してほしいという要望したが、充当先氏名が複数になる場合は、<充当先の詳細>について、複数ページ対応とする。
24	77	還付請求書（郵送）	1	【事務局】 「発行者名」「公印」を削除し、タイトルの下に、請求先として、「請求先」という文言を追加の上、「〇〇長（職務代理者）」を追加する。
25	77	還付請求書（郵送）	24	【事務局】 国の押印見直しの取組を踏まえて、押印欄は削除する。
26	77	還付請求書（郵送）	11（過誤納番号） 31, 32, 34, 35（還付金情報）	#12と同様。
27	77	還付請求書（郵送）	14, 15	【事務局】 口座名義人の漢字欄は不要ではないかという意見を受領したが、口座名義人の漢字項目は必要であるという自治体もいるため、残す。 フリガナ欄については、AI-OCRでの読取りを可能にするため、1文字ごとに区切る。
28	77	還付請求書（郵送）	16, 17（口座種別）	【事務局】 口座種別に「その他」を追加する。 また、口座種別については、印字有無の任意選択が可能である旨を諸元表に明記する。
29	77	還付請求書（郵送）	21～24	【事務局】 「記号・番号」で登録した還付口座が振込データ作成時に自動で振込専用支店番号・口座番号に変換される機能を機能要件に追加する。
30	77	還付請求書（郵送）	8, 11, 12, 13	【帳票WTにて確認】 帳票WTにて以下確認を行う。 「AI-OCRの活用」というご意見について、活用を想定しているものが、「AI-OCR」であるか、「OCR」であるか、再度確認させて下さい。
31	77	還付請求書	9（金融機関コード）	【事務局】 「金融機関コード」という項目について、印字有無を自治体ごとに任意に選択できることとする。 ※印字無の場合は、アスタリスク等で項目を埋める想定。
32	77	還付請求書	氏名欄	#25と同様。
33	77	還付請求書	その他	【事務局】 口座名義が本人と相違する場合等（委任等）について、注意書きがあったほうが良いのではないかという意見を受領したため、備考欄を追加することとする。
34	77	還付請求書	文書発出者 還付金情報欄	#24と同様。
35	77	還付請求書	印字項目No13・15 振込先口座情報	【事務局】 市民の記載しやすさを鑑み、「金融機関コード」と「支店名」の位置を入れ替え、支店名の記載欄を大きくする。
36	77	還付請求書	印字項目No19 振込先口座情報	#27と同様。
37	77	還付請求書	印字項目No20 振込先口座情報の口座番号記入欄	【事務局】 市民の誤記入を防止するため、口座番号記入欄に「（右づめ）」の表記を追加する。
38	102	督促状兼納付書（法人市民税）		【事務局】 法人市民税の納付書部分は地方税法施行規則であるため、右側の領収書は削除する。
39	103	督促状兼納付書（軽自動車税） （専用紙）		資料5-#3にて議論。
40	104	督促状兼納付書（固定資産税） （専用紙）		【事務局】 固定資産税の課税側では、都市計画税に関する帳票を実装してもしなくても良い帳票として取り扱っているため、収納側でも、都市計画税あり・なしで帳票要件を分け、タイトルを変更する。都市計画税ありは固定資産税と同様に実装してもしなくても良い帳票とする。
41	107	督促状兼納付書	22	【事務局】 督促状兼納付書部分は、納付者の控え部分であるため、「郵便局/金融機関/コンビニ店舗控」を「納付者保管」に変更する。
42	107	督促状兼納付書（軽自動車税） （圧着はがき）	領収済通知1	【事務局】 諸元表に、本項目について、本文を編集可能な旨を記載する。
43	107		領収済通知1 5	【事務局】 本項目はプレ印字のため標準化対象外とし、自治体が必要に応じて、「合計金額が30万円を超えた場合やバーコード印字がない場合はコンビニエンスストアでは納付できません。」等の印字を行う。
44	107		領収済通知書	【事務局】 領収日付印の下に、領収した金融機関がどこに回付すればよいか分かるように、将来の地方税統一QRコード運用開始を見据えて、「〇〇保管」と記載する。
45	107		督促状兼領収書部分	#41と同様。
46	107	督促状兼納付書（軽自動車税） （圧着はがき）		【事務局】 事務局にて追加のレイアウトを検討中。
47	107	督促状兼納付書（軽自動車税） （圧着はがき）		【事務局】 帳票要件の考え方・理由に継続車検納税証明書として使えない旨を明記する。
48	108	督促状兼納付書（固定資産税） （圧着はがき）	領収済通知1	#42と同様。
49	108		領収済通知1 6	#43と同様。
50	108		領収済通知書	#44と同様。
51	108		督促状兼領収書部分	#41と同様。
52	108	督促状兼納付書（固定資産税） （圧着はがき）		#46と同様。
53	108	督促状兼納付書（固定資産税） （圧着はがき）		#40と同様。
54	110	督促状（法人市民税）	新規項目	【事務局】 法定納期限、指定納期限を印字してほしいという要望を受領したが、「法定納期限」「指定納期限」の項目は追加せず、備考での対応とする。
55	102ほか 督促関係	督促状兼納付書（法人住民税） （専用紙）ほか	その他	【事務局】 ・No110_督促状（法人住民税）の「通知書番号」を「法人番号」に修正する。また、「通知書番号」がある全帳票の印字項目の備考に、法人住民税の場合は法人番号を印字する旨を追記する。 ・督促状兼納付書の「税額」及び督促状の「税額または納入金額」を未納額とする。
56	102ほか 督促関係	督促状兼納付書（軽自動車税（種別割））（専用紙）ほか	枠線	【事務局】 太枠の使用は納付額（未納税額）のみにしてほしいという要望を受領したが、太枠はMPNガイドラインに準じて設定しているため対応不要とする。
57	102ほか 督促関係	督促状兼納付書（軽自動車税（種別割））（専用紙）ほか	督促手数料 指定期限	【事務局】 「督促手数料」「指定期限」の2つの項目については、表示/非表示を選択できることとする。

58	103ほか 督促関係	督促状兼納付書 (軽自動車税(種別割))(専用紙)	バーコード欄	【事務局】 「指定期限」とは別に「バーコード使用期限」を必要としている自治体があることから「バーコード使用期限」という項目を追加する。 一方で指定期限=バーコード使用期限としている自治体もいることから「バーコード使用期限」は印字を任意選択できる項目とする。
59	109ほか	督促状(個人住民税)(専用紙)他		【事務局】 省令様式の項目と同一で専用紙・圧着はがきも作成する。
60	122	納付書 (納付書部分をNO122納付書と同一とした他帳票を含む)	「通知書番号」 「納付額」 「税目」 「賦課年度」 「課税年度」 「期別」 「納期限」 「指定期限」	【事務局】 納付書について、ペンダと自治体との間で文字フォントサイズを調整可能かどうか、事務局内で再検討を行う。
61	122	納付書	バーコード欄	#58と同様。
62	122	納付書	督促手数料 指定期限	#57と同様。
63	122	納付書	領収書部分(合算納付書用)	【事務局】 カスタマーバーコードを削除する。
64	124	納税証明書	納税義務者氏名	【事務局】 納税義務者が法人の場合もある為、「納税義務者氏名」→「納税義務者氏名(名称)」に変更する。
65	124	納税証明書	納税義務者住所	【事務局】 納税義務者が法人の場合もある為、「納税義務者住所」→「納税義務者住所(所在地)」に変更する。
66	125	継続検査用納税証明書(圧着ハガキ)	印字項目No20(有効期限)	【事務局】 諸元表の内容については変更せず、帳票要件の考え方・理由に、下記を記載する。 証明書の有効期限については、平成22年3月30日付総税市第17号通知の通り、証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日とする。ただし、口座振替での納付は、納期限日に引き落とされた後、納付確認及び証明書の発行に数日を要することから、有効期限を延長する地方団体もあることを鑑み、地方団体の運用に応じた設定を可能とする。
67	126	継続検査用納税証明書(汎用紙)	(注)1	【事務局】 「返府」→「返付」に変更する。
68	126	継続検査用納税証明書(汎用紙)	(注)3	【事務局】 「(注3)」記載している内容を削除してほしいという要望を受けたが、国交省には「滞納がない」ことを証明する必要があること、また通知の様式との整合性から、修正しないこととする。
69	126	継続検査用納税証明書(汎用紙)	備考	【事務局】 備考に記載している内容を削除してほしいという要望を受けたため、備考の記載内容は帳票レイアウトから削除するが、通知の様式との整合性から、諸元表の内容の修正しないこととする。
70	126	軽自動車(種別割)納税証明書(継続検査用)	印字項目No1(証明書タイトル)	【事務局】 種別割が追加されたように、今後タイトルが変更されることに対応するため、文字数を30文字に変更する。
71	126	軽自動車(種別割)納税証明書(継続検査用)	印字項目No12(備考)	#69と同様。
72	126	軽自動車(種別割)納税証明書(継続検査用)	印字項目No14(文書番号)	【事務局】 文書番号について、住基の仕様書を参考に、型について、「全角/半角」と記載する。
73	126	軽自動車(種別割)納税証明書(継続検査用)	印字項目No7(納税義務者氏名)	【事務局】 氏名についてアスタリスクによる印字の選択ができるようにしてほしいという要望を受けたが、過去のWTにて、納税義務者氏名については、プライバシー保護の観点から、出力項目の有無を選択できるようにする要件を追加しているため、そちらで対応する。
74	126	軽自動車(種別割)納税証明書(継続検査用)	印字項目No8(納税義務者住所)	【事務局】 住所についてアスタリスクによる印字の選択ができるようにしてほしいという要望を受けたが、過去のWTにて、納税義務者住所については、プライバシー保護の観点から、出力項目の有無を選択できるようにする要件を追加しているため、そちらで対応する。
75	128	完納証明書	10	【事務局】 他帳票と表記を統一するため、文書番号を他帳票と同様、タイトル右上に野線なしで表記する。
76	128	完納証明書	氏名	【事務局】 納税義務者が法人の場合もある為、「納税義務者氏名」→「納税義務者氏名(名称)」に変更する。
77	128	完納証明書	住所	【事務局】 納税義務者が法人の場合もある為、「納税義務者住所」→「納税義務者住所(所在地)」に変更する。
78	128	完納証明書	証明欄	【事務局】 完納証明は請求日現在、滞納がないことを証明するものであるため、令和〇〇年度～令和〇〇年度という期間の表記を削除する。
79	128	完納証明書	タイトル	【事務局】 タイトルを納税証明書(未納税額のない証明)に変更してほしいという要望を受けたが、地方税法第20条の10の納税証明書とは異なるものであるため、変更はしないこととする。
80	全て	全て	郵便番号、年月日(日付)	【事務局】 郵便番号の表示を、123-4567に統一。 年月日の表示を、NN●●年●●月●●日に統一。
81	全般			【事務局】 「賦課年度」「課税年度」について、表記の見直しをしてほしいという要望を受けたが、賦課年度、課税年度については、課税側含め統一しており、用語集にも示してあるため、現状のまま「賦課年度」「課税年度」とする。
82	全般			【事務局】 「宛番号等、本人を特定可能な番号を印字するのか、通知書自体を特定可能な番号(整理番号等)を印字するのかを選択」の項目の名称を「整理番号」に変更する。
83	帳票全般	—	—	【事務局】 各帳票の裏面等は各市区町村で設定した事項の印刷を可能してほしいという要望について、プレプリント部分については標準化の対象外としており、各自治体で必要な情報を印字することを想定している。
新規1	124	納税証明書		【事務局】 賦課年度を明細の項目から外し、別枠として表示する。
新規2	122	納付書	原符部分	【事務局】 税目を諸元表に追加する。